

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案とあり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等での対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)			内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
森林総合産業特区	986	欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入ともなう規制の緩和	高さ制限の緩和、若しくは道路管理者への届出による取り扱いとしたい。	欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入ともなう規制の緩和	国土交通省道路局道路交通管理課	道路法第47条の2	D	-	-	実務者レベル打合せにおいてご説明したとおり、車両に積載する貨物が特殊(分割不可能)であるためやむを得ないとき、物理的に通行が可能であれば、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、道路管理者は車両の通行を許可することができるため、自治体が提案する林業機械の積載時に高さ4.6mとなる車両の通行については、現行の法令で実施可能。		a	現行法で対応が可能である旨、下川町も了承済のため、協議終了とする。	I		
森林総合産業特区	987	欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入ともなう規制の緩和	高さ制限の緩和、若しくは所管する警察署長への届出による取り扱いとしたい。	欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入ともなう規制の緩和	警察庁交通規制課	道路交通法第57条、道路交通法施行令第22条	D	-	-	実務者レベル打合せにおいて、提案については、「高さ4.3mを超えればいかなる場合も許可されない」という認識に基づくものであると理解しましたが、当日説明させていただいたとおり、制限外積載許可は、「[制限外積載許可取扱要領]について」(平成12年1月26日付け警察庁丙規発第3号)において原則として4.3mを上限としているものを、これを超えるものを一律に不許可とするのではなく、積載物の積載状態や現場の道路交通の状況等に応じて柔軟に許可を行っていることから、特段の問題が生じているとは認識しておりません。このため、現状においては、高さ制限の緩和若しくは届出制の導入は不要であると考えております。 なお、打合せ時の説明で、使用車両、積載物、運転者及び通行が予定される路線については、概ね特定されていると思われるので、現行法令で対応可能であると思われまます。		b	所管警察署(名寄警察署)に対し、弾力的な運用が可能となるよう働きかけをお願いしたい。 ※許可期間(3か月)の緩和(1年) ※事務処理期間(申請から許可)の短縮	実務者協議において、警察庁側から所管警察署に対し、弾力的な運用を行うよう指示することは可能と伺ったところですので、所管警察署に対し、働きかけをお願いしたい。	I	
森林総合産業特区	988	欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入ともなう規制の緩和	森林内における林業機械の公道走行	欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入ともなう規制の緩和	国土交通省自動車局自動車情報課	道路運送車両法第4条・第58条	D	-	-	自治体が提案する公道走行における自動車の検査・登録免除については、自動車の運行の際に求められる安全性等の担保は必須であることから現行法上の規定(道路運送車両法第4条ならびに第58条)に基づく検査・登録は必要であると考え。ただし、一般の交通の用に供さない状態を措置出来るのであれば、法の適用除外となり実現可能であると考え。		b	国土交通省から「一般の交通の用に供さない状態を措置出来るのであれば、法の適用除外となり実現可能である」旨の回答を得ているが、道路管理者である町長が、森林施業現場において、一般の道路利用者の交通の危険を防止するため、一時的に一定区間の通行止めを行うことを考えているが、この方法で国土交通省の回答である「一般の交通の用に供さない」に合致するのをご教示願いたい。	国土交通省は指定自治体の回答を踏まえて再度検討をお願いしたい。	II	
森林総合産業特区	988	欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入ともなう規制の緩和	森林内における林業機械の公道走行	欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入ともなう規制の緩和	国土交通省道路局道路交通管理課	車両制限令第8条	E	-	-	道路利用者の生命・身体への危険を生じさせないため、道路管理者は、道路法第42条第1項に基づき、道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとされている。鉄カタバラ構造を有する自動車の通行は舗装道の路面を損傷することから、道路法第47条第4項を受け車両制限令第8条により、舗装道を通行する自動車は、カタビラを有しないものでなければならないとされている。自治体の提案である鉄カタバラ構造を有する自動車が舗装道を通行することは、舗装道の路面の損傷により、当該道路利用者の生命・身体への危険を生じさせるため、当該提案には応じられない。 なお、提案する自治体の市町村道について一般交通の用に供する必要がなくなったと市町村長が認める場合は、道路法第10条第1項に基づき当該路線の全部又は一部を廃止することができる。この場合、当該廃止された路線部分については道路法の適用から外れる。		c	車両制限令第8条により、舗装道を通行する自動車は、カタビラを有しないものでなければならないとされているが、実務者打ち合わせにおいて国土交通省から「舗装道の路面を損傷しないように必要な措置を講じれば公道でのカタビラ走行は道路管理者の判断で可能となる」と回答をいただいている。 しかし、以下の理由により、事前に必要な措置を講じることなく、鉄カタバラ構造の自動車による公道の走行を認めてほしい。 ①規制の特例措置を適用したい道路は、すべて森林内にあり、森林内の道路は、そのほとんどが舗装道ではない砂利道で、作業現場から作業現場へ移動する際、どうしても通行しなければいけない一定区間の舗装道であり、対象となる森林内の道路約343,000mのうち、舗装道の割合は約2%程度である。 ②鉄カタバラ構造の自動車が舗装道を通行することによる路面の損傷は傷が付く程度であると判断している。 ③路面の健全な状態を維持するため、森林内のパトロール等を実施する監守人を配置しており、損傷個所の早期発見に努めている。 ④万が一道路が損傷した場合には、道路管理者である町長の責任において速やかな補修を実施する。 なお、上記の一定区間の舗装道について、事前に必要な措置を講じるには、莫大な費用と時間がかかり、大変非効率かつ本特区事業を円滑に行うことができなくなる。前述の道路状況、取組等をご配慮いただき、重ねて事前に必要な措置を講じることなく、鉄カタバラ構造の自動車による公道の走行の許可をお願いするものである。	国土交通省は、指定自治体の回答を踏まえて、再度検討をお願いしたい。その回答により、指定自治体が円滑に事業実施できるか確認し、総合特区を推進することができなければ、引き続き協議を行うこととする。	III	

内閣府整理 I: 提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II: 提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III: 取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV: 一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
森林総合産業特区	986	欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入ともなう規制の緩和							D	自治体の要望は実現可能となったため協議	I
森林総合産業特区	987	欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入ともなう規制の緩和							D	自治体の要望は実現可能となったため協議終了。 但し、警察庁は所管警察署に対し、弾力的な運用を行うよう、働きかけを行う事。	I
森林総合産業特区	988	欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入ともなう規制の緩和	D	-	-	自治体からの提案については、臨時運行許可制度により対応することとし、次の事務手続を進めることとしたい。 ①臨時運行許可による取扱について 総合特区指定区域における、下川町の森林業の際の運行について、臨時ナンバープレート制度の適用を認める。 臨時運行許可に関する町村の指定について 道路運送車両法施行令第4条に基づき、下川町を臨時運行の許可を行う町村として指定し、当該指定をした旨の告示改正を行う。 ②なお、保安基準の適合が困難な車両については、当初、自治体より提案のあった道路の通行止めの措置と同様に、森林内で作業する過程で一時的に公道を走行する際に、誘導員を配置し他の自動車や人を排除する方法により、一般の交通の用に供さない状態を事実上確保できるのであれば、公道を走行する車両に求められている検査登録を受ける必要はないと考える。	b	林業機械の公道走行については、道路運送車両法に基づく臨時ナンバープレートの活用または誘導員の配置による「一般の交通の用に供さない状態」を措置することにより実現可能となった。 臨時ナンバープレートの活用については、下川町が発行できるように申請を行うので速やかに手続きを進められたい。また、誘導員の配置による一般の用に供さない措置について、道路交通法上問題ないとのことであったが、円滑に行えるように地元の警察署へ通知を行うよう依頼する。	D	本案件は、①臨時ナンバープレート制度の活用、②誘導員の配置による一般の交通の用に供さない状態を措置することにより実現可能となったため、協議終了。 また、臨時ナンバープレートを下川町が発行できるように、下川町からの申請を受け、国交省は速やかに手続きを行うこととする。 国交省は、誘導員の配置により「一般の交通の用に供さない状態を措置」することについて、円滑に行えるように地元の警察署に情報が伝わるように措置することとする。 また、下川町と国交省は「一般の交通の用に供さない状態を措置」するための誘導員の配置の方法について、細部を検討し、決定することとする。	I
森林総合産業特区	988	欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入ともなう規制の緩和	D	-	-	平成24年5月16日に開催された民主党特区・地域活性化・規制改革小委員会の場における指定自治体の発言によれば、本特区において舗装道を通行する予定のカタビラ構造を有する自走式林業機械は、舗装道を通行した場合でも路面を損傷するおそれのないものであることから、車両制限令第8条による規制は適用されない。	a	その後の協議において説明したとおり、道路の損傷は跡が残る程度で、ご回答いただいたとおり、「損傷するおそれのないもの」として、車両制限令第8条の規制を適用しないものとして取り扱う。	D	国交省のここでのいう、路面を損傷するおそれのないものとは、下川町が主張する跡が残る程度の場合は該当しないものとし、実現可能として、協議終了とする。	I